

京都市交通安全対策事業基金条例を廃止する条例（令和6年3月29日京都市条例第76号）（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）

京都市交通安全対策事業基金は、市民の交通安全の確保に関する事業の実施に必要な財源に充てるために設置したのですが、当該事業の実施に必要な財源に充てるためその全部を処分したことに加え、今後、同基金を活用する見込みがないことから、これを廃止することとしました。

この条例は、令和6年3月29日から施行することとしました。

京都市交通安全対策事業基金条例を廃止する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 76 号

京都市交通安全対策事業基金条例を廃止する条例

京都市交通安全対策事業基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)